

事務事業一元化調書

- 協議第 12 号 行政連絡機構の取扱いについて
- 協議第 15 号 町名・字名の取扱いについて
- 協議第 16 号 土地利用の取扱いについて
- 協議第 17 号 上下水道事業の取扱いについて

報告第 16 号 各種事務事業の取扱いについて (B ランク) その 1

第 4 回 相模原・津久井地域合併協議会

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称	
17	土地利用の取扱い	都市部会	都市計画課	
大分類コード	大分類項目	協議プラン	調整済の可否	
中分類コード	中分類項目	<input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会 調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③連携時に統合 <input checked="" type="checkbox"/> ④段階的に統合	<input checked="" type="checkbox"/> 調整終了	
13	都市計画の調査研究、計画策定、指導及び推進			
	相模原市	城山町	津久井町	
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	
調出予算額(平成16年度)	0千円	6,000千円		
議決方法	都市計画法	都市計画法		
一般会計	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画の策定とその実施を適切に遂行するため、都市の現状、都市化の動向等について把握する。(都市計画基礎調査) ○各市町村が土地利用、各種施設の整備の目標等について、将来ビジョンを明確化し、都市計画の方針として定める。(市町村マスタープラン) <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画に関する基礎調査 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第8条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。 ○市町村マスタープラン(平成11年3月策定) <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村都市計画マスタープラン)を定める。 ・市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定めなければならない。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画基礎調査 <ul style="list-style-type: none"> 平成13年度 16,034千円(うち県交付金11,000千円) 都市計画基礎調査結果集計・解析業務委託 <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度 24,675千円 	<p>3年以内に策定 = 段階的統合</p> <p>p28</p>	<p>課題</p>	<p>調整方針</p>
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市計画課
調出予算額(平成16年度)	0千円	6,000千円		
議決方法	都市計画法	都市計画法		
一般会計	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画の策定とその実施を適切に遂行するため、都市の現状、都市化の動向等について把握する。(都市計画基礎調査) ○各市町村が土地利用、各種施設の整備の目標等について、将来ビジョンを明確化し、都市計画の方針として定める。(市町村マスタープラン) <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画に関する基礎調査 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第8条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。 ○市町村マスタープラン(平成10年5月策定) <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村都市計画マスタープラン)を定める。 ・市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定めなければならない。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画基礎調査 <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度 7,382千円(うち県交付金1,800千円) 都市計画基礎調査結果集計・解析業務委託 <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度 6,000千円 	<p>3年以内に策定 = 段階的統合</p> <p>p28</p>	<p>課題</p>	<p>調整方針</p>
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市計画課
調出予算額(平成16年度)	0千円	6,000千円		
議決方法	都市計画法	都市計画法		
一般会計	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画の策定とその実施を適切に遂行するため、都市の現状、都市化の動向等について把握する。(都市計画基礎調査) ○各市町村が土地利用、各種施設の整備の目標等について、将来ビジョンを明確化し、都市計画の方針として定める。(市町村マスタープラン) <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画に関する基礎調査 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第8条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。 ○市町村マスタープラン(平成10年3月策定) <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村都市計画マスタープラン)を定める。 ・市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定めなければならない。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画基礎調査 <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度 5,040千円(うち県交付金1,700千円) 都市計画基礎調査結果集計・解析業務委託 <ul style="list-style-type: none"> 未実施 	<p>3年以内に策定 = 段階的統合</p> <p>p28</p>	<p>課題</p>	<p>調整方針</p>
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市計画課
調出予算額(平成16年度)	0千円	6,000千円		
議決方法	都市計画法	都市計画法		
一般会計	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画の策定とその実施を適切に遂行するため、都市の現状、都市化の動向等について把握する。(都市計画基礎調査) ○各市町村が土地利用、各種施設の整備の目標等について、将来ビジョンを明確化し、都市計画の方針として定める。(市町村マスタープラン) <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画に関する基礎調査 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第8条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。 ○市町村マスタープラン(平成10年3月策定) <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村都市計画マスタープラン)を定める。 ・市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定めなければならない。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画基礎調査 <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度 5,040千円(うち県交付金1,700千円) 都市計画基礎調査結果集計・解析業務委託 <ul style="list-style-type: none"> 未実施 	<p>3年以内に策定 = 段階的統合</p> <p>p28</p>	<p>課題</p>	<p>調整方針</p>
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市計画課
調出予算額(平成16年度)	0千円	6,000千円		
議決方法	都市計画法	都市計画法		
一般会計	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画の策定とその実施を適切に遂行するため、都市の現状、都市化の動向等について把握する。(都市計画基礎調査) ○各市町村が土地利用、各種施設の整備の目標等について、将来ビジョンを明確化し、都市計画の方針として定める。(市町村マスタープラン) <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画に関する基礎調査 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第8条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。 ○市町村マスタープラン(平成10年3月策定) <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村都市計画マスタープラン)を定める。 ・市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定めなければならない。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画基礎調査 <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度 5,040千円(うち県交付金1,700千円) 都市計画基礎調査結果集計・解析業務委託 <ul style="list-style-type: none"> 未実施 	<p>3年以内に策定 = 段階的統合</p> <p>p28</p>	<p>課題</p>	<p>調整方針</p>
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市計画課
調出予算額(平成16年度)	0千円	6,000千円		
議決方法	都市計画法	都市計画法		
一般会計	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画の策定とその実施を適切に遂行するため、都市の現状、都市化の動向等について把握する。(都市計画基礎調査) ○各市町村が土地利用、各種施設の整備の目標等について、将来ビジョンを明確化し、都市計画の方針として定める。(市町村マスタープラン) <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画に関する基礎調査 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第8条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。 ○市町村マスタープラン(平成10年3月策定) <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村都市計画マスタープラン)を定める。 ・市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定めなければならない。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画基礎調査 <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度 5,040千円(うち県交付金1,700千円) 都市計画基礎調査結果集計・解析業務委託 <ul style="list-style-type: none"> 未実施 	<p>3年以内に策定 = 段階的統合</p> <p>p28</p>	<p>課題</p>	<p>調整方針</p>
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市計画課
調出予算額(平成16年度)	0千円	6,000千円		
議決方法	都市計画法	都市計画法		
一般会計	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画の策定とその実施を適切に遂行するため、都市の現状、都市化の動向等について把握する。(都市計画基礎調査) ○各市町村が土地利用、各種施設の整備の目標等について、将来ビジョンを明確化し、都市計画の方針として定める。(市町村マスタープラン) <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画に関する基礎調査 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第8条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。 ○市町村マスタープラン(平成10年3月策定) <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村都市計画マスタープラン)を定める。 ・市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定めなければならない。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画基礎調査 <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度 5,040千円(うち県交付金1,700千円) 都市計画基礎調査結果集計・解析業務委託 <ul style="list-style-type: none"> 未実施 	<p>3年以内に策定 = 段階的統合</p> <p>p28</p>	<p>課題</p>	<p>調整方針</p>

①新市総合計画との整合
②行政の統合

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
17	土地利用の取扱い	都市部会	都市計画課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号	事務事業名					
15	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定及び推進					
	相模原市	城山町	津久井町			
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市整備課			
歳出入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円			
相模法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
実施システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 (XLS/DOC)						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市計画区域を一体的都市として総合的に整備、開発、及び保全することを目的に、必要なものを一体的、総合的に定めるものである。</p> <p>【内容】 ○都市計画区域マスタープラン ・都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)を定める。平成12年の都市計画法の改正により、繰り引きしない都市計画区域を含め、すべての都市計画区域について定めることとし、法律上の位置付けを明確化されている(都市計画法第6条の2)。 ・都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、都市計画の基本的な方針を定めている。 ○都市計画区域マスタープランの記載事項 ・都市計画の目標 ・市街化区域及び市街化調整区域の区分(区域区分)の決定の有無及び、区分する場合はその方針 ・土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 【経過】 平成13年11月決定 ※同時変更 ・区域区分 ・都市再開発の方針 ・住宅市街地の開発整備の方針</p>	<p>【目的】 都市計画区域を一体的都市として総合的に整備、開発、及び保全することを目的に、必要なものを一体的、総合的に定めるものである。</p> <p>【内容】 ○都市計画区域マスタープラン ・都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)を定める。平成12年の都市計画法の改正により、繰り引きしない都市計画区域を含め、すべての都市計画区域について定めることとし、法律上の位置付けを明確化されている(都市計画法第6条の2)。 ・都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、都市計画の基本的な方針を定めている。 ○都市計画区域マスタープランの記載事項 ・都市計画の目標 ・市街化区域及び市街化調整区域の区分(区域区分)の決定の有無及び、区分する場合はその方針 ・土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 【経過】 平成13年11月決定</p>	<p>【目的】 都市計画区域を一体的都市として総合的に整備、開発、及び保全することを目的に、必要なものを一体的、総合的に定めるものである。</p> <p>【内容】 ○都市計画区域マスタープラン ・都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)を定める。平成12年の都市計画法の改正により、繰り引きしない都市計画区域を含め、すべての都市計画区域について定めることとし、法律上の位置付けを明確化されている(都市計画法第6条の2)。 ・都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、都市計画の基本的な方針を定めている。 ○都市計画区域マスタープランの記載事項 ・都市計画の目標 ・市街化区域及び市街化調整区域の区分(区域区分)の決定の有無及び、土地利用、都市施設、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針 【経過】 平成16年3月決定</p>	<p>【目的】 都市計画区域を一体的都市として総合的に整備、開発、及び保全することを目的に、必要なものを一体的、総合的に定めるものである。</p> <p>【内容】 ○都市計画区域マスタープラン ・都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)を定める。平成12年の都市計画法の改正により、繰り引きしない都市計画区域を含め、すべての都市計画区域について定めることとし、法律上の位置付けを明確化されている(都市計画法第6条の2)。 ・都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、都市計画の基本的な方針を定めている。 ○都市計画区域マスタープランの記載事項 ・都市計画の目標 ・市街化区域及び市街化調整区域の区分(区域区分)の決定の有無及び土地利用、都市施設、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針 【経過】 平成16年3月決定</p>	<p>1市3町の都市計画区域の指定について ○繰引き都市計画区域：相模原市、城山町 ○非繰引き都市計画区域：津久井町の一部、相模湖町 ※津久井町の一部は、都市計画区域外</p> <p>一体的都市として整備、開発及び保全を行う必要があることから、1つの都市計画区域とすることが望ましいが、合併協議会で作成する「市町村建設計画」との整合を図りながら、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)を検討する必要がある。 ・相模湖都市計画区域については、藤野町の一部が含まれているため、都市計画区域を1つとする際でもこの取扱いについて検討を要する。</p>	<p>【調整の方針】 現行のまま新市に引継ぎ、検討。</p>

事務事業一元化調査

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
17	土地利用の取扱い	都市部会	都市計画課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	都市計画課			
中分類コード	中分類項目	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の引合			
事務事業番号	事務事業名	調整方針の区分 <input checked="" type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整	■調整終了			
16	区域区分、地域地区、地区計画等の決定及び変更					
	相模原市	城山町	津久井町			
	相模湖町					
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円			
歳出予算額	都市計画課法	都市計画課法	都市整備課			
経費区分			都市計画法			
一般会計	一般会計	一般会計	一般会計			
0千円	0千円	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制度、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。</p> <p>【内容(主な都市計画)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画区域(都市計画法第5条) ○区域区分(都市計画法第7条) ○地域地区(都市計画法第8条) ・用途地域、特別用途地区、高度利用地区、防火地域、準防火地域、駐車場整備地区、緑地保全地区、生産緑地地区等 ○都市施設(都市計画法第11条) ・道路、駐車場、公園、下水道、河川等 ○市街地開発事業(都市計画法第12条) ○地区計画等(都市計画法第12条の4) <p>【都市計画の決定(変更)実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度:公園の変更(3箇所)、用途地域のの変更、生産緑地地区の変更 ・平成15年度:公園の変更(1箇所)、生産緑地地区の変更 	<p>【目的】</p> <p>都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制度、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。</p> <p>【内容(主な都市計画)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画区域(都市計画法第5条) ○区域区分(都市計画法第7条) ○地域地区(都市計画法第8条) ・用途地域、特別用途地区、高度利用地区、防火地域、準防火地域、駐車場整備地区、緑地保全地区、生産緑地地区等 ○都市施設(都市計画法第11条) ・道路、駐車場、公園、下水道、河川等 ○市街地開発事業(都市計画法第12条) ○地区計画等(都市計画法第12条の4) <p>【都市計画の決定(変更)実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度:用途地域のの変更 ・平成15年度:なし ・平成16年度:公園の変更済(2箇所) ” 公園の変更予定有 	<p>【目的】</p> <p>都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制度、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。</p> <p>【内容(主な都市計画)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画区域(都市計画法第5条) ○地域地区(都市計画法第8条) ・用途地域、準防火地域 ○都市施設(都市計画法第11条) ・道路、公園、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場等 ○地区計画等(都市計画法第12条の4) <p>【都市計画の決定(変更)実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度:用途地域のの変更 	<p>【目的】</p> <p>都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制度、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。</p> <p>【内容(主な都市計画)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画区域(都市計画法第5条) ○地域地区(都市計画法第8条) ・用途地域、準防火地域 ○都市施設(都市計画法第11条) ・道路、公園、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場等 ○地区計画等(都市計画法第12条の4) <p>【都市計画の決定(変更)実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度:用途地域のの変更 	<p>課題</p>	<p>調整方針</p>
				<p>○繰引きを実施する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地権者等の合意形成が難しい ・市街化区域となる土地については、新たに都市計画税が課せられる等の税負担が発生する ・市街化調整区域となる土地については、現在、建築可能である土地が、原則、建築できなくなる等の土地利用に規制がかかる。 ○繰引きを実施しない場合 ・一体的都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことができない。 ・優先的に道路、公園、下水道等の都市基盤整備を図るべき区域が明確でないため、計画的なまじづくりが実施できない。 ・繰引き都市計画区域における市街化調整区域と非繰引き都市計画区域との、都市基盤整備水準の整合を図ることが難しい。 ・無秩序な開発に対する規制・抑制がきかない。 	<p>【調整の方針】</p> <p>現行のまま新市に引継ぎ、検討。</p>	